

報道関係者 各位

令和8年5月29日

【照会先】

新潟労働局労働基準部健康安全課

課長 村井 千晴

主任安全専門官 村山 一雄

TEL : 025-288-3505

## 「チャレンジ新潟ゼロ災害運動2026」参加事業場を募集します

新潟労働局（局長 黒部恭志）では、事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、令和8年も以下のとおり『チャレンジ新潟ゼロ災害運動2026』を実施するため、参加事業場を広く募集します。

### 《運動の概要》

#### 「チャレンジ新潟ゼロ災害運動2026」

- 1 対象 新潟県内の事業場  
規模、業種は問いません。  
同一企業の複数の事業場より申請いただくことも可能です。
- 2 申請期間 令和8年6月1日～令和8年6月30日
- 3 申込方法 新潟労働局ホームページの「専用フォーム」をご利用ください。
- 4 取組事項 労使で安全宣言し、災害防止活動に取り組んでいただきます。  
(リーフレット(添付資料1)裏面参照)
- 5 実施期間 令和8年7月1日～令和8年12月31日
- 6 その他 期間中に労働災害ゼロを達成した事業場には、達成証及びマークを交付します。



チャレンジ新潟ゼロ災害運動2026  
**Niigata Safe Work**  
あわてない みんなで達成「ゼロ災害」  
新潟労働局・各労働基準監督署



ゼロ災害運動2026はここから

- 添付資料：1 リーフレット  
2 チャレンジ新潟ゼロ災害運動2026実施要綱



# 労働災害ゼロにチャレンジしてみませんか？

## 「チャレンジ新潟ゼロ災害運動 2026」参加事業場募集！

新潟労働局では、労使協力して集中的な取組を行い労働災害ゼロを達成していただくため、平成 29 年から「新潟ゼロ災宣言運動」を行ってきましたが、これまでの取組状況や昨今の災害動向等を踏まえ、令和 6 年から「チャレンジ新潟ゼロ災害運動」として展開することとしました。

地域における安全水準の向上とゼロ災害の継続に向けた事業場の自主的な安全衛生活動の一環として、みなさまの積極的なご参加をお待ちしています。

**概要** 労使協力して「安全宣言」し、期間中ゼロ災害を達成した事業場には達成証及びマークを交付します。

なお、承諾をいただいた参加及びゼロ災害達成事業場については、名称や所在地（市町村名のみ）、業種を新潟労働局ホームページ（HP）で公表する予定としています。

**実施期間** 令和8年7月1日～12月31日  
（申請期間：令和8年6月1日～6月30日）

**対象** 新潟県内に所在する事業場（規模、業種は問いません）

**参加申請** 新潟労働局ホームページの「専用フォーム」をご利用ください。

参加いただき、期間中の労働災害「ゼロ」を達成した事業場には、達成証及びマークを交付します。詳しくは、新潟労働局ホームページ（HP）でご確認ください。

チャレンジ新潟ゼロ災害運動2026



**Niigata Safe Work**

あわてない みんなで達成「ゼロ災害」

新潟労働局・各労働基準監督署

YouTube



X (旧 Twitter)



LINE



【問合先・担当課】

新潟労働局労働基準部健康安全課

〒 950-8625

新潟市中央区美咲町 1-2-1

新潟美咲合同庁舎 2号館 3階

Tel. 025-288-3505

新潟ゼロ災 2026

検索

\* 新潟労働局では SNS（YouTube、X、LINE）で様々な情報を発信しています（QR コード参照）



# チャレンジ新潟ゼロ災害運動 2026 実施要綱

## 1 趣旨

県内における休業4日以上 の労働災害件数は、長期的には減少しており、令和7年も2,438人と前年比で4人(0.2%)減少したところです(令和7年12月末速報値)。

一方で、死亡災害については令和7年4月時点で前年に比べ3名の増加となったことから、新潟労働局では「死亡災害撲滅非常事態宣言」を発出することとなり、令和7年12月末速報値においても17件発生している現状にあります。

また、事故の型を見ると従来型の高所からの「墜落・転落災害」や機械設備への「はさまれ・巻き込まれ災害」、同一事業場での繰り返し災害はもとより、近年では、転倒や腰痛といった行動災害が多発傾向にあり、令和8年4月から高年齢労働者の労働災害防止のため必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となることから、これらの労働災害防止対策の更なる推進が望まれるところです。

新潟労働局では、これまで事業場における自主的な労働災害防止活動の一環として、平成29年から「新潟ゼロ災宣言運動」に取組み、また、令和6年からは、昨今の災害動向や運動の取組状況等を踏まえ、より多くの事業場の参加を得て地域における災害防止活動の拡大と参加事業場の災害ゼロに向けた気運を高めることを目指す実効性のある取組として、『チャレンジ新潟ゼロ災害運動』を展開しており、令和8年も『チャレンジ新潟ゼロ災害運動 2026』として、引き続き、自主的な労働災害防止活動の定着を目指すこととします。

## 2 運動期間

### (1) 参加申請期間

令和8年6月1日～令和8年6月30日

### (2) 取組期間

令和8年7月1日～令和8年12月31日

### (3) 結果報告受付期間

令和9年1月1日～令和9年1月31日

## 3 参加対象

新潟県内に所在する事業場(業種及び規模は問わない)。また、建設業については、店社のほか、現場単位での参加も可能とする(取組期間の全部が工期に含まれる場合であれば元請又は下請の別も問わない)。

## 4 取組事項

参加事業場は、以下の事項（ア～エは共通事項）について、労使双方で「安全宣言」を行うとともに、相互協力により期間中の災害ゼロにチャレンジすることとする。

- ア 安全衛生管理体制の整備
- イ 安全衛生法令の遵守
- ウ 安全衛生活動の推進
  - ・リスクアセスメント
  - ・危険予知活動
  - ・職場の5S（整理・整頓・清潔・清掃・躰）運動
  - ・指差し呼称と合図による確認作業の励行
  - ・職場巡視
- エ 安全衛生教育の実施
- オ その他事業場独自の取組に関する事

## 5 参加手続き

参加を希望する事業場は、新潟労働局ホームページ特設サイト（以下「HP」という。）の専用フォームから申請する。また、参加事業場は「参加ステッカー」（HP掲載画像）を使用することができる。

## 6 期間中の取組

### 〈ステップ1〉

経営トップ及び労働者代表が『安全宣言』を行う。また、宣言内容はHP掲載の「参考様式」活用等により事業場内へ掲出し、労働者へ周知する。

なお、取組に当たっては、年間安全衛生管理活動計画の作成による計画的な活動の推進が望まれる。

### 〈ステップ2〉

安全衛生管理体制を見直し、必要な整備を図り、実効ある管理体制を確立する。

### 〈ステップ3〉

リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査）やチェックリスト等の活用による職場環境や機械設備、作業手順書の整備を行う。また、ヒヤリマップや危険箇所、遵守事項等の掲示により危険箇所等により労働災害防止対策を図る。

### 〈ステップ4〉

危険予知（KY）活動、ヒヤリハット、5S運動等、日常的な安全衛生活動への取組を行う。また、取組状況は事業者及び管理者の職場巡視等により確認する。

### 〈ステップ5〉

安全の見える化（危険箇所や遵守事項、ヒヤリマップ等の掲示）の普及促

進を図り、職場に潜む危険を目に見える形で分かりやすく表示することにより、効果的な災害防止活動を展開する。また、作業行動や高年齢労働者に係る労働災害（転倒や腰痛等）の防止に配慮した職場環境づくりを図る。

〈ステップ6〉

業務内容や各階層に応じた安全衛生教育を実施するとともに、職場安全集会の実施やポスター（安全宣言等）の掲示等、安全衛生意識の高揚を図るためのあらゆる運動を展開する。

## 7 結果報告手続き及び達成証の交付

参加事業場（建設現場の場合は下請事業場を含む）が、期間中に休業1日以上労働災害を発生させなかった場合に「ゼロ災達成」とする。また、結果の報告はHPの専用フォームから行うこととする。

新潟労働局長は、結果報告のあった事業場について、期間中の休業災害の発生がないことを確認した場合、結果報告受付終了後2か月以内に達成証（様式3号）を送付するとともに、「達成ステッカー」（別途HP掲載画像）に事業場名を入れて使用することができる。

なお、当該運動への参加の促進とゼロ災の継続を啓発するため、継続達成の回数（途中で災害発生や一定回数達成した場合は最初から再チャレンジとする）に応じ、「達成ステッカー」の文字等を色分けする（初回ブロンズ、3回連続シルバー、5回連続ゴールド）とともに、併せて、ハローワーク求人票のPR欄に『チャレンジ新潟ゼロ災害運動〇回継続達成』と記載することを推奨する。

## 8 参加事業場等の公表について

参加及び達成事業場の名称、所在地（市町村）、受付番号、宣言日は、HPに掲載する（参加申請の際に「希望しない」とした事業場は除く）。

## 9 達成証の返還

参加事業場は、結果報告書等新潟労働局への報告の過程において、虚偽の内容が認められた場合、達成証を返還させることとする。

## 10 その他

参加・達成ステッカー画像の使用に関する規程は別途定める。

## 参加・達成ステッカー画像の使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「チャレンジ新潟ゼロ災害運動」(以下「運動」という。)で使用する参加及び達成ステッカー画像(以下「画像」という。)について適用する。

(使用の制限)

第2条 次に掲げる場合には、画像データを使用することができない。

- 一 要綱に定める運動の目的以外に使用する場合(有償提供含む)。
- 二 運動に参加又はゼロ災害を達成していない事業場。
- 三 掲載された画像データを加工した場合(縦横比を変更しない拡大又は縮小若しくは要綱に定めた事業場名等の追記は除く。)
- 四 参加又は達成過程において虚偽の報告が行われた場合。
- 五 その他、不適切な使用と認められた場合。

(規程の改定)

第3条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第1条 この規程は、令和6年6月1日から施行する。